

恵庭市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月17日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第17号

記

恵庭市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市子ども医療費助成に関する条例（昭和48年条例第35号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略） （助成の対象） 第3条 この条例により助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、恵庭市の区域内に住所を有する世帯に属する子ども又は国民健康保険法第116条の2の規定により、恵庭市が行う国民健康保険の被保険者とされた子どもとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。 （1）・（2）（略） （3） <u>所得の額が規則で定める額以上である保護者（子どもの生計を主として維持する者に</u>	第1条・第2条（略） （助成の対象） 第3条 この条例により助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、恵庭市の区域内に住所を有する世帯に属する子ども又は国民健康保険法第116条の2の規定により、恵庭市が行う国民健康保険の被保険者とされた子どもとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。 （1）・（2）（略）

現行	改正案
限る。)に監護されている者	
第4条～第11条 (略)	第4条～第11条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の恵庭市子ども医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による子ども医療費の助成に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。